

砂川市国民保護計画の修正について

国の基本指針の変更
(H29.12)

北海道国民保護計画の修正
(H30.6)



国の「国民の保護に関する基本指針」の変更と、それを反映した「北海道国民保護計画」の変更を踏まえ、これらと整合を図るとともに、迅速かつ的確な国民保護措置が実施できるよう、本市の国民保護計画について必要な変更を行います。

砂川市国民保護計画の主な修正事項

編	章	主な修正内容
第1編 総則	第5章 市の地理的、社会的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ● 市の面積、位置、気候、人口分布についての各種データを更新 ● 「陸上自衛隊第10普通科連隊」を「陸上自衛隊第10即応機動連隊」に修正
第2編 平素からの 備えや予防	第1章 組織・体制の整備等 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への 対処に関する平素からの備え	<ul style="list-style-type: none"> ● 安否情報の収集と報告は、原則として安否情報システムを用いることを記載 ● 武力攻撃災害への対応訓練等について実践的なものとするように努めることを記載 ● 道が行う避難施設の指定について情報を提供することについて記載 ● 様式中の「平成」を削除 ● 市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料について例示 ● 避難行動要支援者名簿の概要について表示
第3編 武力攻撃事 態等への対 処	第2章 市対策本部の設置等 第3章 関係機関相互の連携 第4章 警報及び避難の指示等 第5章 救援	<ul style="list-style-type: none"> ● 「要配慮者」を「避難行動要支援者」に修正 ● 「死体」を「遺体」に修正 ● 警報の内容の伝達方法について文章を整理 ● 「避難支援プラン」を「避難行動要支援者名簿」に修正 ● Jアラートによる情報伝達等に関し平素から周知することについて記載 ● 大規模集客施設等における当該施設滞在者等の避難について対策を取ることに記載 ● 災害廃棄物対策指針の担当部署を「環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部」から「環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室」に修正
【資料編】		<ul style="list-style-type: none"> ● 関係先の連絡先について最新の情報に更新 ● 法改正により「日本工業規格」を「日本産業規格」に修正